

教 育 委 員 会 4 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 4 月定例会

開催日 令和 4 年 4 月 28 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

開催場所 議会棟 5 階 第 2 委員会室

出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、真野委員、秋元委員、中川委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、中村社会教育部長、三宅社会教育部部長、赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長、辻社会教育部次長兼社会教育課長、野岸文化スポーツ室長兼課長、阪本施設給食課長、大坪施設給食課長、牧野学務課長、古田教育指導課長、籠本総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、山本中央図書館長兼分館（東・図書館・駅前図書館）分館長、大野青少年課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、當房（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 4 月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名委員は、藤田委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 7 件、議決事項が 6 件でございますが、追加議案として、議案第 19 号「市長からの意見聴取について」が提出されております。

そこで、議案第 19 号「市長からの意見聴取について」を追加し、議案第 18 号の後に、議案第 19 号の順で審議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書、追加議案書の 2 点でございます。

以上でございます。

○高須教育長

それでは、議案書1ページ、「3月・4月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

4月の一般事務報告をいたします。

まず、4月12日に教育委員会表彰審査会を開催いたしました。

次に、4月19日に令和4年4月市議会臨時会が開催され、令和3年度寝屋川市一般会計補正予算の決議が行われました。

次に、4月21日に教育委員懇話会を開催し、本日28日に教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、4月1日付けで施行しております要綱の改正につきまして、御報告いたします。

まず、寝屋川市就学援助要綱の一部改正につきましては、寝屋川市の区域内に住所を有する大阪府立の中学校に生徒を就学させている保護者を、就学援助の対象とするものでございます。

次に、寝屋川市中学校夜間学級生徒就学援助費支給要綱の一部改正につきましては、支給年数を延長するものでございます。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。3月11日から4月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で11件ございました。

そのうち、新規の後援は1件でございます。ピアノ演奏会の開催により、文化の発展に寄与することを目的とした、いずみピアノ教室による『シューベルト「冬の旅」演奏会』でございます。その他、継続の後援が10件ございました。

1件目は、生活協同組合おおさかパルコープによる「ピースリレー2022」、2件目は、寝屋川囲碁将棋街づくりの会による「第4回寝屋川囲碁将棋フェスティバル」、3件目は、2022年度北河内グラウンド・ゴルフ連合会による「第13回北河内ブロックレディス寝屋川大会」、4件目は、HANA工房夢花による「フラワーアレンジメントデザイン展」、5件目は、寝屋川市スポーツ少年団野球部会による各種野球大会、6件目は、池の里クラブによる「池の里クラブまつり」、7件目は、私立中学・高等学校合同説明会実行委員会による「第16回私立中学・高等学校合同説明会」、8件目は、寝屋川市美術協会による「第24回夏季展」、9件目は、大東楽器ミュージズデュオによる、「第35回ピアノフェスティバル」、10件目は、「アドベンチャーキッズスクール」実行委員会による『子どものための自然体験学校「アドベンチャーキッズスクール」』でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにございせんか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

3月・4月の一般事務報告をいたします。

4月4日は各校園長先生方に対して、校園長会を開催いたしました。校園長の紹介や主要事業概要、学校園に対する指示事項の説明を行いました。

4月5日は小学校、6日は中学校の入学式が実施されました。出席者を新入生、新入生保護者、教職員のみとし、3月の卒業式同様に規模を縮小し、会場の換気など感染対策を十分に行った上で、時間を短縮しての実施となりましたが、各校とも円滑な実施であったとの報告を受けております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにございせんか。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

3月・4月の一般事務報告をいたします。

まず、4月1日施行の寝屋川市少人数学級推進事業実施要綱の一部改正につきましては、国が令和3年度より5年間をかけて、小学校の第2学年から第6学年までを、35人学級へ引き下げることに伴い、令和4年度については、市の35人学級を第4学年及び第5学年に拡充するために、実施要綱の一部改正を行ったものでございます。施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

次に、4月7日に市立各幼稚園におきまして、入園式が行われました。新型コロナウイルス感染予防のため、昨年度と同様に出席者の縮小、時間の短縮など感染症対策を行った上で実施いたしました。参加者につきましては、入園児、教職員、入園児の保護者のみとし、地域の方々等と来賓の方の出席は控えさせていただきました。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにございせんか。

はい、山口課長。

○山口文化スポーツ室課長

3月・4月の一般事務報告をいたします。

4月1日に施行しております、寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金交付要綱の一部改正につきましては、寝屋川文化芸術祭及び寝屋川ハーフマラソンを実施する団体への補助金交付限度額の増額に伴う一部改正でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問ございませんか。

事務局からほかにご覧いませんか。

では、ないようですので、次に、「4月・5月教育委員会行事計画書」について伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

5月の行事計画について御説明いたします。

まず、5月16日及び18日に、令和4年5月市議会臨時会が開催される予定でございます。

次に、5月19日に教育委員懇話会、26日に教育委員会定例会の開催を予定しております。

次に、5月28日に市政感謝会が開催される予定でございます。

以上でございます

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにご覧いませんか。

では、ないようですので、「4月・5月教育委員会行事計画書」については、予定どおりよろしく願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第4号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第4号、市長からの意見聴取につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分の報告、令和3年度寝屋川市一般会計補正予算（第17号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明いたします。

今回の補正予算では、各種基金の原資となります利子収入及び寄附金等の確定に伴い、基金積立金の追加補正等を行っております。

それでは、4ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

款：財産収入 項：財産運用収入 目：利子及び配当金 教育振興基金利子収入補正額6万1千円及び、文化振興基金利子収入 補正額4万5千円につきましては、基金運用利子収入額と現計予算額との差引額を減額補正するものでございます。

次に、款：寄附金 項：寄附金 目：教育費寄附金 補正額442万1千円につきましては、教育振興寄附金の追加補正416万7千円、及び文化振興寄附金の追加補正25万4千円を合わせたものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。歳出でございます。

款：教育費 項：教育総務費 目：教育委員会総務費 補正額410万6千円につきましては、基金運用利子収入の減少分6万1千円と教育振興寄附金の増加分416万7千円との差引額を積み立てるための教育振興基金積立金の追加補正でございます。

次に、目：社会教育総務費 補正額20万9千円につきましては、基金運用利子収入の減少分4万5千円と、文化振興寄附金の増加分25万4千円との差引額を積み立てるための文化振興基金積立金の追加補正でございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第4号「市長からの意見聴取について」を、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、6ページでございます。

報告第5号「令和4年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第5号、令和4年度寝屋川市教育委員会事務局人事につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、7ページを御覧ください。

まず、退職関係でございます。教育委員会では定年、早期勸奨退職等合わせて、9名の退職がございました。

続きまして、8ページから10ページは、異動関係でございます。教育委員会では38名の異動がございました。

続きまして、11ページは、採用関係でございます。教育委員会では新規採用職員4名、再任用職員3名、指導主事5名の計12名の採用がございました。

また、任期付短時間勤務職員の状況につきましては、12ページから18ページのとお

りでございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第5号「令和4年度寝屋川市教育委員会事務局人事について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、19ページでございます。

報告第6号「令和4年度寝屋川市立小・中学校教職員人事(管理職を除く)の内申について」を議題といたします。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

ただ今御上程いただきました、報告第6号、令和4年度寝屋川市立小・中学校教職員人事の内申につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、20ページを御覧ください。

こちらにつきましては、令和4年3月31日付け退職発令でございます。東小学校、相磯南香教諭以下総数27名でございます。

続きまして、21ページから24ページでございます。

こちらにつきましては、令和4年4月1日付け人事異動発令でございます。東小学校、山下依里子教諭以下総数112名でございます。

続きまして、25ページから26ページでございます。

こちらにつきましては、令和4年4月1日付け他市からの転任及び新規採用に伴う人事発令でございます。北小学校、田中宏和教頭以下総数70名でございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第6号「令和4年度寝屋川市立小・中学校教職員人事(管理職を除く)の内申について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、27ページでございます。

報告第7号「令和4年度生徒指導主事の任命について」を議題といたします。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

ただ今御上程いただきました、報告第7号、令和4年度生徒指導主事の任命について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、28ページを御覧ください。

こちらは令和4年度生徒指導主事名簿でございます。小学校につきましては、第五小学校、竹中健二教諭、継続1名でございます。中学校につきましては、氏名、学校名、担当教科、備考の順となっております。第一中学校、松村紘樹教諭以下12名でございます。また、新規の者が8名、継続の者が4名でございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第7号「令和4年度生徒指導主事の任命について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、29ページでございます。

報告第8号「令和4年度進路指導主事の任命について」を議題といたします。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

ただ今御上程いただきました、報告第8号、令和4年度進路指導主事の任命について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、30ページを御覧ください。

こちらは、令和4年度進路指導主事名簿でございます。第一中学校、西森大祐教諭以下12名でございます。なお、新規の者が3名、継続の者が9名でございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第8号「令和4年度進路指導主事の任命について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、31ページでございます。

報告第9号「令和4年度保健主事の任命について」を議題といたします。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

ただ今御上程いただきました、報告第9号、令和4年度保健主事の任命について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、32ページを御覧ください。

こちらは、小学校の令和4年度保健主事名簿でございます。東小学校、大山祐奈教諭以下24名でございます。新規の者が13名、継続の者が11名でございます。

次に、33ページを御覧ください。

こちらは、中学校の保健主事名簿でございます。第一中学校、大賀香理教諭以下12名でございます。新規の者が5名、継続の者が7名でございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第9号「令和4年度保健主事の任命について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、34ページでございます。

報告第10号「令和4年度寝屋川市立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

ただ今御上程いただきました、報告第10号、令和4年度寝屋川市立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、35ページを御覧ください。

委嘱した委員は表のとおりでございまして、寝屋川市立小・中学校結核対策委員会規則第3条に基づき選任したものでございます。任期につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日でございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第10号「令和4年度寝屋川市立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

36ページでございます。

議案第13号「コミュニティ・スクールに関する今後の方針について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第13号、コミュニティ・スクールに関する今後の方針につきまして、コミュニティ・スクールに関する今後の方針を定めるため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、コミュニティ・スクールを導入するにあたり、今後の方針を定める必要があるためでございます。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

37ページを御覧ください。

まず、「1 概要」でございます。

令和5年度からの全市的な小中一貫校への移行に合わせまして、子供や学校の抱える課題の解決や、子供たちの豊かな成長のため、子供の成長を社会総がかりで支える

仕組みであるコミュニティ・スクールを全中学校区に導入する予定でございます。

なお、学校運営協議会につきましては、全市的に小中一貫校への移行することを踏まえ、中学校区で1つ設置することを予定しております。

次に、「2 移行時期」につきましては、令和5年4月1日でございます。

次に、「3 組織構成」でございます。現在の学校評議員制度を基に、中学校区単位のコミュニティ・スクールへ発展していくことを予定しております。下図の左側部分が現在の学校評議員、右側部分が今後の学校運営協議会の組織構成でございます。各中学校区に1つ学校運営協議会を設置し、その役割を果たしていくことで保護者や地域住民等の学校運営の参画が期待できることから、コミュニティ・スクール導入後は、学校評議員は置かないことといたします。

次に、38ページを御覧ください。

「4 学校運営協議会の主な役割」につきましては、主に、次の4点でございます。

まず、「学校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」でございます。

こちらは、法令で定められた必須事項でございまして、学校長が各中学校区や各校の「めざす学校像」、「学校運営方針」の2点を説明し、学校運営協議会が承認するものでございます。

次に、「学校運営等について、教育委員会または学校長に意見を述べることができる」でございます。

こちらは、学校の課題解決や教育の充実のために必要と考える事柄について、協議会の委員が意見を述べることができるものでございます。

次に、「学校運営等に関する評価」でございます。

こちらは、学校長が学校自己診断などを踏まえ、学校の自己評価を説明し、学校運営協議会において、学校関係者評価を行うものでございます。

次に、「協議結果に関する情報提供」でございます。

こちらは、保護者・地域に対し、学校運営に関するより一層の理解や、協力・参画につながるよう、協議結果に関して情報提供を行うものでございます。

次に、「5 委員構成」でございます。

まず、委員につきましては、(1)対象学校に在籍する児童または生徒の保護者、(2)対象学校の校区内の地域住民、(3)対象学校の運営に資する活動を行う者、(4)対象学校の校長、その他校長が指名する職員、(5)その他、教育委員会が適当と認める者としております。

次に、任期につきましては、1年とし、再任は妨げず、在任期間は、原則連続5年以内としております。

次に、人数につきましては、1中学校区につき12名以内としております。委員報酬につきましては、別途、条例改正を行い定める予定としております。

次に、「6 今後のスケジュール」でございます。

まず、令和4年9月市議会におきまして、委員報酬に関する条例改正について付議

し、委員報酬を定める予定でございます。

次に、令和4年10月の教育委員会定例会におきまして、規則の整備について、付議させていただく予定でございまして、令和5年4月から全市的にコミュニティ・スクールへ移行する予定としております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問、御意見はございませんか。

はい、真野委員。

○真野委員

コミュニティ・スクールを発展させるべく、この制度を導入するということは非常に望ましいことだと思います。ましてや、寝屋川市ではこれまで、小中一貫校への移行に関する取組を進めてきた経緯もあり、各中学校区への導入は大変意義のあることであり、この案でおおむね良いと考えますが、2点質問いたします。

まず、委員構成の中で、「対象学校の運営に資する活動を行う者」とありますが、これは実際どのような方を想定しているのかを教えてください。

2点目は、寝屋川市の設置している他の委員会の構成を見ますと、ほぼ、どの委員会にも学識経験者が入っていると思いますが、今回は入っていません。他市の多くの学校は、各学校単独で協議会を設けていますが、本市の場合は各中学校区に学校運営協議会を設置するという、非常に特色ある制度だと思いますので、その中に学識経験者がおられたら、学校運営に非常に有効であると考えられます。学識経験者は、対象となるのかならないのか、対象となるのであれば、委員構成のどれに該当するのかを教えてください。

○高須教育長

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

「対象学校の運営に資する活動を行う者」につきましては、地域住民の方以外にも、例えば、元PTA会長や、その学校の運営に関連する様々な活動を行っていただいている方等も含まれると解釈しております。また、学識経験者につきましても、この中に含まれるものと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

はい、真野委員。

○真野委員

では、例えば、退職された管理職の方等も「対象学校の運営に資する活動を行う者」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。

○高須教育長

はい、荒木教育次長。

○荒木教育次長兼学校教育部長

真野委員のおっしゃるとおり、そのような方々も対象となります。しかしながら、今回のコミュニティ・スクールの趣旨からいたしますと、やはり地域住民の方々や保護者の方々を中心に、検討されるべきことであると考えております。

○高須教育長

はい、真野委員。

○真野委員

それでは、もう1点質問と確認をさせていただきたいのですが、委員構成において、「(4) 対象学校の校長、その他校長が指名する職員」とあります。37ページにおいて、組織構成として非常に分かりやすく図解されており、これを見ますとコミュニティ・スクールの中に学校運営協議会という組織があり、これに対して学校側の校長という位置付けがされており、先ほど役割について説明があったように、校長は、学校運営協議会に対して、学校運営の基本方針等を説明し、承認を得るという立場であると解釈しております。

一方で、学校運営協議会の委員は、学校運営や必要な支援に関する協議を行い、それを校長に対して質問、意見を述べる立場であり、これに対し、校長は説明責任を果たすものと解釈しておりますが、今回校長が学校運営協議会の委員に含まれるのはなぜでしょうか。

37ページの組織構成の図の欄外の※印に、学校運営協議会は合議体であると記載がございますが、実際に、各中学校区で3名の校長、または校長が指名する職員が委員となった場合、説明責任を果たし承認を得る立場の者が合議体の委員に入っていることで、学校運営協議会の公正性を担保することは可能であるのでしょうか。

○高須教育長

はい、荒木教育次長。

○荒木教育次長兼学校教育部長

本制度につきましては、国の議院内閣制をイメージしていただくとわかりやすいかと思います。例えば、地方自治体の二元代表制は、いわゆる執行機関側と議決機関側で分かれておりますが、コミュニティ・スクールの学校運営協議会につきましては、説明をする側の校長という立場と、その運営協議会の中にある校長という立場があり、国の議院内閣制にも内閣を構成する国会議員という立場、国会の中での国会議員として立場が両方ある構成と同様であると理解しております。

すなわち、校長は、今後の学校としての方針の提案する立場と、学校運営協議会の委員として検討していく立場の両方を兼ね備えるものと認識しております。

以上でございます。

○真野委員

趣旨はよく分かりました。子供の成長を社会総がかりで支えるために、このような組織構成で進めていくことは良いと思いますが、この37ページの図は誤解を生じる可

能性がありますので、例えば、学校運営協議会の囲みの中に、校長も併せて入れてしまってはどうか。

○高須教育長

はい、荒木教育次長。

○荒木教育次長兼学校教育部長

ありがとうございます。この図の趣旨は、学校運営協議会という方針を決める部分と、校長を始めとする、いわゆる学校運営そのものの運営主体を表すものであると考えておりましたが、委員からの御指摘のとおり、誤解を生じる可能性がございますので、図の取扱いにつきましては、今後も御説明等によりご理解いただけるよう対応してまいります。

以上でございます。

○真野委員

よろしくお願いします。

○高須教育長

ほかに御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第13号「コミュニティ・スクールに関する今後の方針について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、39ページでございます。

議案第14号「寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

ただ今御上程いただきました、議案第14号、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、教育委員会に議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和6年4月1日に施行する寝屋川市立幼稚園条例の一部改正に伴い、寝屋川市立中央幼稚園及び寝屋川市立南幼稚園について、同規則の整理を行うため、寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正するものでございます。

41ページの新旧対照表を御覧ください。改正内容につきましては2点ございます。

1点目は、附則第4項として寝屋川市立中央幼稚園及び寝屋川市立南幼稚園に関する特例を追加するものでございます。追加する条文は、「認定こども園への移行を図るための寝屋川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所条例の一部を改正する条例第4条第1項の規定により、寝屋川市立中央幼稚園及び寝屋川市立南幼稚園について、令

和5年度に新たに入園する幼児の募集を行わないことに伴い、同年度における当該幼稚園の定員及び募集人員については、第2条の規定を適用せず、同年度における当該幼稚園への入園の申込みについては、第4条の規定にかかわらず、これをすることができないものとする。」と規定するものでございます。なお、この条文は公布の日から施行するものでございます。

2点目は、別表第1中、寝屋川市立中央幼稚園及び寝屋川市立南幼稚園の項を削るものでございます。附則といたしまして、この規則は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第14号「寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次、42ページでございます。

議案第15号「令和4年度教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」を議題いたします。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました、議案第15号、令和4年度教育支援委員会委員の委嘱及び任命につきまして、寝屋川市教育支援委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を令和4年度寝屋川市教育支援委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和4年度寝屋川市教育支援委員会委員の委嘱及び任命を行うためでございます。

なお、昨年度の支援学校への就学者数につきましては、支援学校小学部への就学者は寝屋川支援学校が12名、交野支援学校が4名でございました。また、支援学校中学部への就学者は、寝屋川支援学校で10名、交野支援学校で0名でございました。

それでは、43ページを御覧ください。

今回、教育支援委員会委員として委嘱及び任命を予定している方の一覧でございます。計13名でございます。任期は寝屋川市教育委員会が委嘱及び任命をした日から令和5年3月31日でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第15号「令和4年度教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、44ページでございます。

議案第16号「寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、山口課長。

○山口文化スポーツ室課長

ただ今御上程いただきました、議案第16号、寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市スポーツ推進委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、スポーツ推進委員よりスポーツ推進委員候補者1名の推薦がありましたので、委員定数の範囲内において追加で委員の委嘱を行うためでございます。

45ページに、寝屋川市スポーツ推進委員候補者の名簿を掲載しております。任期は令和4年5月1日から令和6年3月31日まででございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第16号「寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、46ページでございます。

議案第17号「寝屋川市立図書館の臨時休館について」を議題といたします。

はい、山本館長

○山本中央図書館長兼分館分館長

ただ今御上程いただきました、議案第17号、寝屋川市立図書館の臨時休館につきまして、寝屋川市立図書館規則第3条に基づき、別紙のとおり東図書館の臨時休館を定

めるため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、東図書館空調設備の修繕工事を実施するためでございます。

47ページを御覧ください。

まず、臨時休館する図書館は、寝屋川市立東図書館でございます。

次に、臨時休館の期間は、令和4年5月9日から令和4年5月15日まででございます。

次に、臨時休館する理由といたしましては、東図書館において空調設備の修繕工事を実施するためでございます。

次に、周知方法といたしましては、広報・ホームページ・各図書館窓口での掲示を予定しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第17号「寝屋川市立図書館の臨時休館について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、48ページでございます。

議案第18号「令和4年度寝屋川市教育委員会表彰に伴う被表彰者及び感謝状贈呈者の決定について」を議題といたします。

本案につきましては、個人情報の取扱いや議案の性格上、非公開にいたしたいと思っております。

非公開にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

各委員より御同意をいただきましたので、本案は寝屋川市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方及び傍聴の皆様方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

（傍聴者退室）

（傍聴者入室）

○高須教育長

それでは、再開いたします。

議案第18号「令和4年度寝屋川市教育委員会表彰に伴う被表彰者及び感謝状贈呈者の決定について」は、原案どおり議決いたします。

次に、追加議案に移ります。

追加議案書1ページでございます。

議案第19号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第19号、市長からの意見聴取につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた令和4年5月市議会臨時会に提出される教育委員会に係る議案につきまして、議決を求めるものでございます。

追加議案書2ページを御覧ください。

令和4年度寝屋川市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明いたします。

歳出でございます。

款：教育費 項：社会教育費 目：図書館費 補正額3,868万1千円につきましては、寝屋川市駅前図書館における、令和4年7月から令和5年3月までの運営経費の予算措置を行うための、寝屋川市駅前図書館窓口業務委託料に係る利用者サービス事業の追加補正3,517万円、及び寝屋川市駅前図書館施設管理事業の追加補正351万1千円を合わせたものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、お諮りいたします。

議案第19号「市長からの意見聴取について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会4月定例会を終了させていただきます。